

第 59 号議案

豊川市個人情報保護条例の一部改正について

豊川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 8 月 27 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 豊川市個人情報保護条例（平成 16 年豊川市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

特定個人情報 個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。

第 11 条の見出しを「（保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第 1 項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の 2 条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第 11 条の 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利

益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の組織又は職員に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第12条中「前条第2項第3号」を「第11条第2項第3号」に改める。

第15条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」と総称する。)」を加える。

第16条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第17条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第26条中「を閲覧し」を「(保有特定個人情報を除く。)を閲覧し」に改める。

第28条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第29条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第35条第1項第1号中「の規定に違反して利用されている」を「若しくは第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されている」に改め、同項第2号中「第2項」の次に「又は第11条の3」を加え、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第36条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第2条 豊川市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号と

し、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 1 1 条の 2 第 2 項中「ために保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

第 3 4 条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第 3 5 条第 1 項中「とする保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 7 年 1 0 月 5 日から、第 2 条の規定は番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等を実施するために必要な措置を講ずる必要があるからである。